

コロナ苦境から生活を防衛する緊急対策を

自粛要請は補償とセットにして感染拡大防止を！

〈日本共産党の緊急提案〉

1、働く人の生活と雇用を守る

雇用調整助成金の対象となる雇用保険加入者への補助率を現行の2/3から10/10に引き上げ、フリーランス・雇用保険未加入の非正規労働者に対しても、同水準の所得補償を。解雇・内定取り消しをくいとめる。

2、事業者に対して、無利子融資の拡充、 税・社会保険料の減免、固定費への直接助成を

自粛要請によって直接・間接に経済的損失をこうむる中小・小規模事業者に対して、無担保・無利子融資の対象を広げ、融資枠を20兆円規模に拡大を。税や社会保険料の減免、家賃・地代・水光熱費・リース代をはじめ、事業を存続に必要な固定費へ直接助成を。

3、イベントなどの中止にともなう必要経費の 補填を

会場のキャンセル料、出演者への支払いなど、イベントなどの中止にともなう必要経費の補填を行うこと。

政府は、新型コロナ感染拡大防止に向けて、全国一律休校要請、イベント自粛要請、さらに「三つの条件」（密閉、密集、密接）を避けるという要請など、さまざまな自粛要請を行ってきました。

その結果、市内でも多くの中小・小規模事業者が、家賃・水光熱費、賃金などの支払いを求められながら収入を絶たれ、事業の継続の展望が持てない厳しい苦境に追い込まれています。

自粛を求めながら直接支援を行わない政府の姿勢は、感染拡大防止を実効あるものとするうえでも問題です。

たんなる「経済・景気対策」ではありません。何よりも国民の命を守るための「感染防止対策」として、思い切った予算をつけ、緊急に直接支援を行うことを強く求めます。

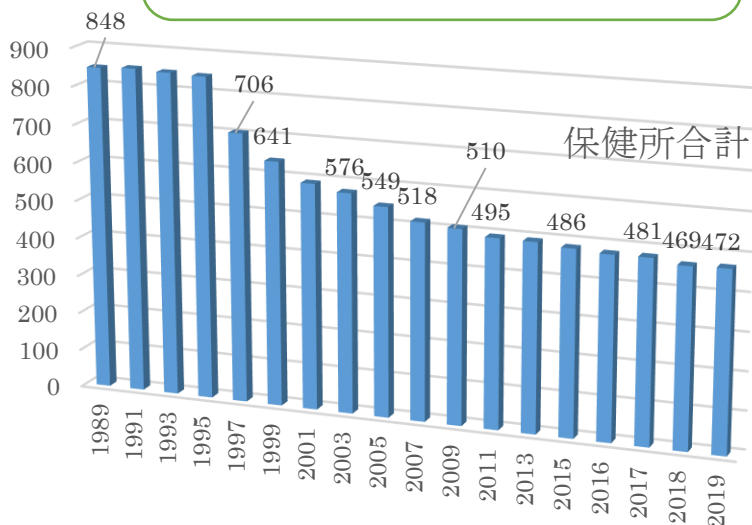
全然足りない 保健所も職員も

新型コロナの影響で保健所の業務が激増しています。保健所が不足し、現場の職員さんから激増する業務に「いつまで続くのか」と悲鳴があがっています。

保健所施設は、25条に掲げられた「健康で文化的な最低限度の生活」に欠かせない公衆衛生を担保する施設ですが、1994年に制定された「地域保健法」によって、保健所の管轄地域を広域化し、統廃合を進めてきました。

国が進めた保健所のリストラを、一刻も早く感染症対策に対応できる体制へと立て直すことが急務です。

| | 1989年 | 2019年 |
|-----|-------|-------|
| 保健所 | 848カ所 | 472カ所 |
| 職員数 | 3万4千人 | 2万8千人 |



共産党市議団ではコロナウィルス感染症への市内緊急アンケートを行っています。

皆さんのお声をお聞かせ下さい。

アンケートはこちらから→



浅見みどりの活動を紹介しています。

東村山民報

2020年 4月号外

東村山民報社 ■ 東村山市美住町1-2-5 小松きょう子

しんぶん赤旗(月額3497円) しんぶん赤旗日曜版(月額930円)市民の声でつくるメディア。ぜひ購読ください。